

## 平成 23 年度第 2 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 23 年 11 月 30 日

ソニー生命保険株式会社

平成 23 年度第 2 四半期(平成 23 年 7 月～平成 23 年 9 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 23 年度第 2 四半期(平成 23 年 7 月～9 月)

		保険金					給付金						合計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0	4	4	0	81	46	0	3	130	134
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	23	0	0	0	23	6	11	8	0	0	25	48
	支払事由非該当	1	0	25	3	29	0	45	2,179	4	3	2,231	2,260
	その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7	9	9
お支払い非該当件数合計		24	0	25	7	56	6	139	2,233	4	13	2,395	2,451
お支払い件数合計		1,019	17	46	314	1,396	557	29,363	18,527	16	2,643	51,106	52,502

\* 上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

### 【用語の説明】

詐欺無効	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時にに関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

### 四半期ごとの時系列推移表

	平成 22 年度				平成 23 年度	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期
お支払い件数合計	49,054 件	49,550 件	50,063 件	49,096 件	49,657 件	52,502 件
お支払い非該当件数合計	2,143 件	2,241 件	2,328 件	2,372 件	2,427 件	2,451 件

◆お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 23 年度第 2 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
無効(その他)	がん入院給付金	<p>被保険者は、「下部食道がん」により入院され、がん保険のがん入院給付金および退院後療養給付金をご請求されました。しかしながら、事実の確認を行ったところ、がん給付の責任開始期の前日までに「食道がん」と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効(※)とし、がん入院給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※告知前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までにがんの診断確定がされた場合、保険契約は無効となります。</p>
支払事由に非該当	障害給付金	<p>被保険者は、スポーツ中の事故による右母指側副靭帯損傷の関節拘縮のため、右母指の運動範囲障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された右母指の運動範囲は、生理的に運動することができる範囲(角度)の 1/2 超と計測されており、障害給付金の支払事由である「1 手の第 1 指(母指)の用を全く永久に失ったもの」にあたらなため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 1/2 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第 1 指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運等範囲の 1/2 以下の場合をいいます。</p>
免責事由に該当	災害入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、軽自動車運転中の事故により入院および手術をしたとして災害入院給付金および手術給付金のご請求をされましたが、事故状況について事実の確認を行ったところ、酒酔い運転中の事故であることが判明しました。</p> <p>このため、災害入院給付金および手術給付金の免責事由である「法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当することから、災害入院給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

以上